

宇佐市県外U I ターン者移住支援事業補助金交付要綱

平成 27 年 3 月 26 日

告示第 68 号

改正 平成 27 年 9 月 30 日告示第 231 号

平成 29 年 3 月 3 日告示第 35 号

平成 30 年 12 月 18 日告示第 231 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、県外居住者の宇佐市へのU I ターンの促進を図るため、住宅の新築や購入、引越し等に要する経費の一部を補助する宇佐市県外U I ターン者移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、宇佐市補助金等交付規則（平成 17 年宇佐市規則第 33 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県外U I ターン者 現に県内に住所を有していない者で補助金の交付を申請する日前 5 年の間に県内に住所を有していなかったもの又は県内に住所を有して 1 年経過しない者で県内に住所を有する日前 5 年の間に県内に住所を有していなかったものをいう。ただし、研修又は活動の後に定住が見込まれる大分県が認定する宇佐市内の研修施設及び先進農家又は先進農業法人での研修や「地域おこし協力隊」等、市長が別に認める活動期間については、その期間を除外する。なお、同一世帯員についても同様とする。
- (2) 新築 延べ床面積が 50 平方メートル以上の居住の用に供する住宅をいう（新築購入を含む）。
- (3) 空き家 宇佐市空き家情報提供事業要綱（平成 19 年宇佐市告示第 34 号）に基づく宇佐市空き家情報提供事業に登録している物件をいう。
- (4) 住宅提供者 県外U I ターン者の 3 親等内の親族であって県外U I ターン者のために新築し、又は空き家を購入する者をいう。

(補助の対象等、補助対象経費、補助金及び補助率)

第 3 条 次に掲げる補助事業を実施するために必要な経費のうち、市長が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。補助対象要件、補助対象経費及び補助金又は補助率は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 住宅新築・購入支援事業
- (2) 引越し支援事業
- (3) 移住奨励金交付事業

2 補助金は、各補助事業につき 1 回に限り交付する。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇佐市県外U I ターン者移住支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要書類を添付し、市長に申請をしなければならない。

- (1) 宇佐市県外U I ターン者移住支援事業補助金事業計画（報告）書（様式第 2 号）
- (2) 誓約書（様式第 3 号）
- (3) 確約書（様式第 4 号）

- (4) 5年以上大分県外に住んでいることが確認できる書類（戸籍の附票又は住民票の写し）
 - (5) 申請日において申請者及び移住予定の県外U I ターン者（16歳未満の者を除く。）の市区町村民税等の滞納のない証明書
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請書の提出は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。
- (1) 住宅新築・購入支援事業 契約締結日と同一年度で、住宅新築の場合は工事着工前の日、購入の場合は住民票を異動する前の日
 - (2) 引越し支援事業 引越しを行う前日
 - (3) 移住奨励金交付事業 宇佐市への居住開始日から起算して1年以内
(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、宇佐市県外U I ターン者移住支援事業補助金（不交付）決定通知書（様式第5号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 補助金の交付決定には、次に掲げる条件を付するものとする。
- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止する場合は、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - (5) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。
(申請内容の変更等)

第6条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更又は中止しようとするときは、宇佐市県外U I ターン者移住支援事業補助金変更・中止申請書（様式第6号）により市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、必要があると認めるときは、交付決定者に申請事項について指示することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合において、これによって交付する補助金の額に変更が生じたときは、宇佐市県外U I ターン者移住支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。
(実績報告)

第7条 交付決定者は、補助金の交付の対象となる事業が完了したときは、補助金の交付決定のあった日の属する年度内に、宇佐市県外U I ターン者移住支援事業完了報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
(補助金の交付)

第8条 交付決定者は、完了検査の終了後、直ちに宇佐市県外U I ターン者移住支援事業補助金交付請求書（様式第9号）により市長に補助金を請求しなければならない。
(交付決定の取消し、補助金額の変更及び補助金の返還)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付決定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正行為をしたとき。
 - (3) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めたとき。
- (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成27年9月30日告示第231号）

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月3日告示第35号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月18日告示第231号）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の宇佐市県外UIターン者移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

事業区分	補助対象要件 ※共通事項及び各事業の個別事項に定める要件を全て満たすこと。		対象経費、補助率、補助金額
	共通事項	個別事項	
(1) 新築・購入支援事業	<p>ア 県外U I ターン者は、転勤、出向等の職務上又は大学進学等による一時的な転入（転居）者でないこと。</p> <p>イ 県外U I ターン者は、入居予定の物件所有者等と3親等内の親族ではないこと（県外U I ターン者と3親等内の関係にある者が県外U I ターン者のために新築又は購入する物件に入居する場合を除く。）。</p> <p>ウ 県外U I ターン者及び住宅提供者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。</p>	<p>ア 新築し、又は空き家を購入する県外U I ターン者又は住宅提供者であること。</p> <p>イ 新築の場合は完成後、購入の場合は契約締結後に移住後住所に入居及び住民票を異動する者であること。</p> <p>ウ 申請者は、宇佐市家族支え合い住宅建設奨励金事業、宇佐市周辺地域若者定住促進事業の補助金を受けていないこと。</p> <p>エ 空き家購入の場合は、その所有者が申請者の3親等内の親族でないこと。</p>	<p>補助金の上限額は100万円とする。ただし、空き家購入の場合は、補助率を購入金額の10%以内とする。</p>
(2) 引越し支援事業	<p>エ 県外U I ターン者は10年以上の定住を誓約できる者であること。</p> <p>オ 県外U I ターン者は市区町村住民税等の滞納がない者であること。</p> <p>カ 県外U I ターン者及び住宅提供者は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に補助事業を完了させること。</p>	<p>ア 次のいずれかに該当する県外U I ターン者（単身世帯でない世帯の場合は、世帯員の半数以上が県外U I ターン者であること。）であること。 （ア） 新築又は空き家に入居する者でかつ単身世帯でない者。 （イ） 宇佐市地域おこし協力隊員。 （ウ） 小学生以下の子供が同居する世帯の者。ただし、親族等と同居して生活を共にする場合を除く。</p> <p>イ 移住所住所に入居及び住民票を異動する者であること。</p>	<p>補助金の補助率は、対象経費（引越し業者又は運送業者に支払った経費等）の2/3以内とし、補助金の上限額は20万円とする。</p>
(3) 移住奨励金交付事業		<p>ア 別表(2)引越し支援事業の個別事項ア及びイに該当する者であること。</p> <p>イ 市の移住定住情報発信事業に協力する者であること。</p>	<p>10万円</p>